

【韓国】弁護士に対する税務士資格の自動付与の廃止

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2017年12月26日、税務士法が改正され、弁護士に対して税務士資格を自動的に付与する規定が削除された。今後、税務士資格は税務士資格試験に合格した者にのみ与えられる。

1 背景と経緯

1961年の税務士法の制定当時、税務士（税理士に相当）資格は、税務士資格試験合格者のほか、弁護士、公認会計士等にも自動的に付与されていたが（第3条）、2012年1月の税務士法改正により、公認会計士への自動付与が廃止されて以降は、弁護士のみが自動付与の対象となっていた（本誌250-2号（2012年2月）p.32参照）。

従来から弁護士は、弁護士業務の一環として税務士の業務（第2条）を行うことは可能であった（第20条第1項）。弁護士が税務士資格を自動付与される大きなメリットは、税務士登録を行い、税務士を名乗って業務を遂行できる点にあったが、2003年の税務士法改正により、税務士登録を行えるのは税務士資格試験合格者のみとされたため（第6条第1項）、そのメリットは失われた。

さらに、税務士の業界団体である韓国税務士会は、税務士資格の専門性を主張し、税務士資格が弁護士へ自動付与されること自体に異議を唱え、廃止のための税務士法改正を求めてきた。その背景には、弁護士と他の隣接法律専門職（税務士、弁理士等）の間の職域争いがある。

職域争いは以前から存在していたが、2009年に開始されたロースクール制度が、それに拍車をかけている。ロースクール出身者が弁護士登録を始めた2012年から弁護士が急増し、2011年に12,607人であった登録弁護士数は、2016年に22,318人にまで増加した¹。ロースクールの定員削減や弁護士試験合格者の削減を行わない限り、今後も毎年1,600人前後の弁護士が供給され続けることになる。それに対し、隣接法律専門職の側では、弁護士の流入阻止や将来的な職域拡大を視野に、自らの専門性を高めようとする動きが強まっている。

第16代国会（2000年～2004年）以降、弁護士に対する税務士資格の自動付与を廃止するための改正法案が議員提出法案により繰り返し国会に提出されたが、法曹界出身の国会議員が多く在籍する法制司法委員会の壁に阻まれ、廃止に至らなかった。税務士法は企画財政委員会の所管であるが、韓国国会では、原則として、所管委員会を通過した全ての法案が、法制司法委員会の審議を経ることになっているためである（国会法第86条第1項）²。

第20代国会（2016年～2020年）においても、2016年10月4日、議員提出法案により弁護士への自動付与を廃止するための税務士法改正法案が国会に提出された。同改正法案は、企画財政委員会です承され、税務士資格試験の一部免除に係る別の改正法案と一本化して企画財政委員会案として再提出されることになった。法制司法委員会が廃止に反対して審議を遅延させ、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ 「신규 변호사 배출 연 1000 명으로 줄여야」 『대한변협신문』 2017.9.4. <<http://news.koreanbar.or.kr/news/articleView.html?idxno=16950>>

² 法制司法委員会は本来、自己の所管でない法案については「体系・字句」に関する修正のみを行うこととされているが、他の所管委員会を通過した法案の内容にも干渉することがあり、越権行為と批判されることも少なくない。

1年以上棚ざらしにされたが、今回は、2012年の国会法改正（本誌 252-1号（2012年7月）pp.10-13参照）により新設された規定（一定の要件の下に、所管委員会の委員長が国会議長に対し、法制司法委員会の審議の省略を要求できる規定）が活用され、2017年12月8日、企画財政委員会案の国会提出後、直ちに本会議に上程され、同日可決された³。

2 改正法の内容

改正法は、2017年12月26日に公布され、2018年1月1日に施行された。内容は以下のとおりである。

(1) 弁護士に対する税務士資格の自動付与の廃止（第3条第3号削除）

弁護士に対する税務士資格の自動付与を規定していた第3条第3号が削除された。今後、税務士資格は、税務士資格試験に合格した者にのみ与えられる。なお、法改正以前に税務士資格を自動付与されていた弁護士は、引き続き税務士資格を有するものとみなす（附則第2条）。

(2) 税務士資格試験の一部免除の除外対象の拡大（第5条の2第3項）

税務士法では、一定期間以上、国税・地方税に係る行政事務に従事していた者等に対し、税務士資格試験の一部を免除することが規定されている（第5条の2第1項及び第2項）。

法改正前は、弾劾又は懲戒処分により当該職を罷免・解任（懲戒免職に相当）された者は、一部免除の対象外とされていたが、今回の法改正により、これらの者に加え、降格又は停職処分を受けた後2年を経過しない者に対しても、一部免除の対象外とする内容に改められた。

3 今回の法改正に対する業界団体の反応と今後の展望

韓国税務士会のイ・チャンギョ会長は、同会の56年間の宿願が成就し、税務士資格が弁護士におまけで与えられる二流の資格という不名誉から抜け出し、独立した資格として権威と名誉を有することになったと述べた⁴。他方、弁護士の業界団体である大韓弁護士協会は、多様な専門分野を有する弁護士による法律サービスの提供というロースクール制度の導入趣旨を抹殺し、国民の租税サービス選択権を剥奪するものであるとして強く反発しており、2017年12月21日、声明書を通じ、今回の法改正が廃棄されるまで無期限闘争を行うと宣言した⁵。

前述のとおり、弁護士は弁護士業務の一環として税務士の業務を行えるため、今回の法改正は象徴的な意味合いが強く、弁護士業務に与える実質的な影響は大きくないとの見方が一般的である。にもかかわらず、弁護士業界が強く反発した背景には、今回の法改正が、今後の他の隣接法律専門職との職域争いにおいて、弁護士に不利な影響を与えるのではないかとの危機感があるといわれる。弁理士を始めとする隣接法律専門職が、これまで弁護士が独占してきた訴訟代理権の一部を要求する動きも目立ってきており、法律専門職間の職域争いは、今後一層激化すると見込まれている。⁶

³ 「[2010710] 세무사법 일부개정법률안(대안) (기획재정위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A1K6A1Y1T3Q0Z2F0G1I3K0X8D7I9E1>

⁴ 이창규 「[신년사] 단합이 세무사의 미래이며 희망입니다」 『세무사신문』 2018.1.2. <<http://webzine.kacpta.or.kr/news/articleView.html?idxno=921>>

⁵ 대한변호사협회 「[성명서] 개정 세무사법을 즉각 폐기하고, 국회와 정부는 법조유사지역 인력 수급정책을 전면 재정비하라!」 <<http://www.koreanbar.or.kr/pages/news/view.asp?teamcode=&category=&page=1&seq=8318&types=3&searchtype=contents&searchstr=%EC%84%B8%EB%AC%B4%EC%82%AC%EB%B2%95>>

⁶ 「'밥그릇 시위' 나선 변호사, 왜?」 『한국일보』 2017.12.11. <<http://www.hankookilbo.com/v/6ee669c3baa24010a7715d474e53c068>>; 「무너지는 '변호사 영역' 방어 대책 있다」 『법률신문』 2017.12.21. <<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-Opinion/Legal-Opinion-View?serial=136422>>